

区役所などの窓口での市税に関する証明の請求・受取

証明等の種類と手数料

証明の種類	手数料	担当窓口・取扱時間
市県民税課税・非課税証明書(所得証明書)	1件 300円	各区納税課 ※博多区は証明発行コーナー係 各出張所 (取扱時間 8:45～17:15) 天神証明サービスコーナー 千早証明サービスコーナー (取扱時間 9:00～17:15)
納税証明書	1件 300円	
市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明書	1件 300円	
固定資産公課証明書	1件 300円	
固定資産評価証明書	1件 300円	
無資産証明書	1件 300円	
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無料	
固定資産課税台帳の写し	実費として 1枚 10円 (閲覧のみの場合は) 無料	各区納税課
名寄帳の写し		各区課税課 (取扱時間 8:45～17:15)
固定資産税路線価図の写し		資産のある区の課税課
字図(地番現況図)の写し		
住宅用家屋証明書	1件1,300円	住宅都市局建築指導課 (取扱時間 9:00～12:00、13:00～16:00) 各区納税課 ※博多区は証明発行コーナー係

窓口で確認させていただくもの

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

(1) 請求される方が「個人」の場合

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・健康保険資格確認書
- ・国民年金手帳
- ・在留カード(外国人登録証)
- ・その他公的機関が発行した証明(船舶やその他特殊技術に関する免許証など)

(2) 請求される方が「法人」の場合

- ・(法人代表者が来庁される場合)
商業登記簿等、法人代表者であることが分かる書類及び
代表者個人のマイナンバーカード等本人確認書類
※法人印等の押印は不要です。
- ・(法人代表者以外が来庁される場合)
法人印または代表者の職印が押印された申請書
※印鑑に法人名がない場合や、法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、
法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。

(3) 注意事項

- ※市税納付後、おおむね2週間以内に「納税証明書」や「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」などを請求されるときは、領収書や振替が確認できる通帳をご持参ください。
- ※個人の方の証明を委任状で請求される場合は、窓口に来所される方の本人確認ができるもの(原本)と委任者の本人確認ができるもの(写し可)の両方が必要です。

(※ご家族の場合でも委任状などが必要です。)

見本

委 任 状

(代理人)
住所 _____
氏名 (窓口に来られる方) _____

私は、上記の者を代理人と定め、次の証明書の請求および受領を委任します。

(1) 証明書の名称 () 証明
(2) 証明書の年度および通数 () 年度・() 通

福岡市() 区) 長 様
令和 年 月 日
(委任者)
住所 _____
本人署名 _____
(委任者が法人の場合は押印)

※(代理人)…窓口に来られる方
(委任者)…証明が必要な方

福岡市ホームページから税務証明交付申請書等がダウンロードできます。

福岡市 税務証明交付申請書

検索

